

第17章 環境行政体制の整備

第1節 府における状況等

第1 組織の概要

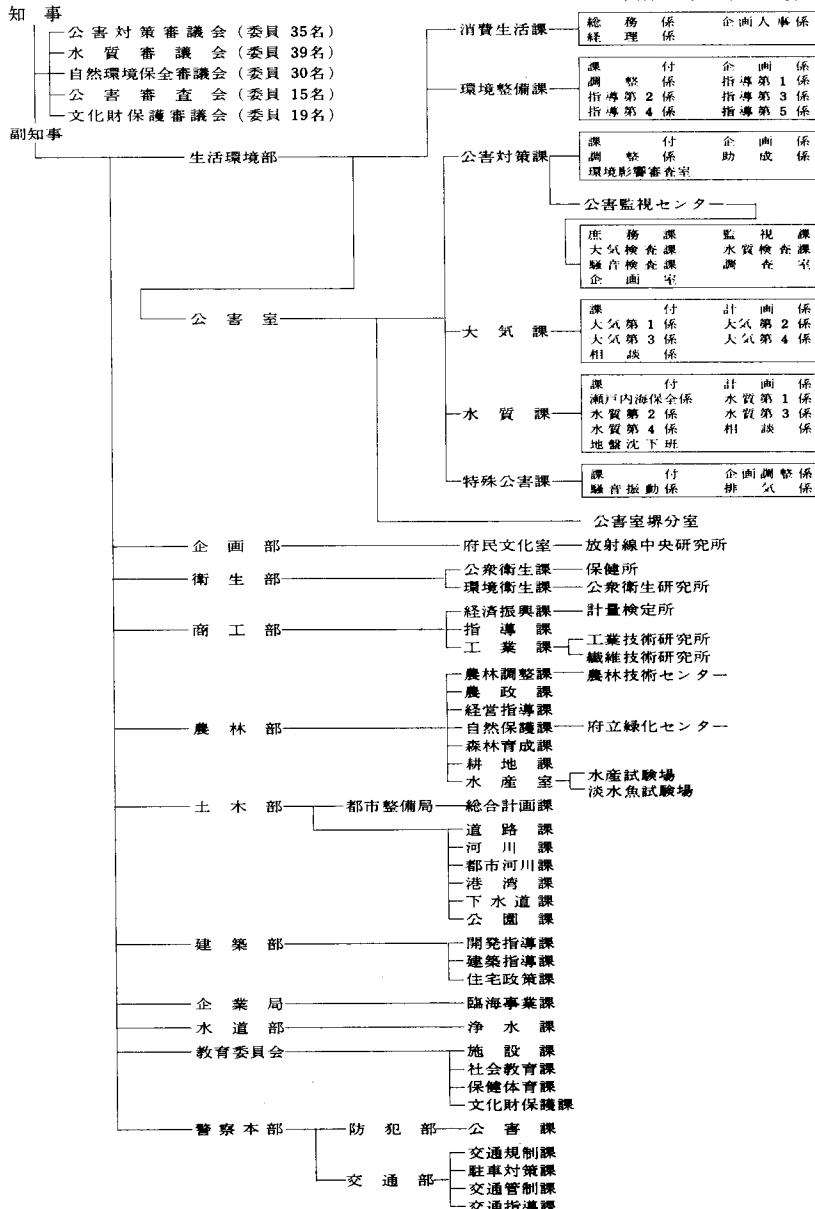
府では公害を防止し、生活環境を保全することにより府民の健康を保護するため、昭和45年11月に公害対策を担当する組織として生活環境部を設置し、その整備、強化を図るとともに、昭和48年4月には自然環境保全対策担当部門として農林部に自然保護課を、また、環境汚染に係る保健対策担当部門として衛生部に環境保健課をそれぞれ設置するなど、公害・環境行政に関する組織の整備、拡充に努めてきた（表2-17-1、図2-17-1）。

表2-17-1 公害・環境行政主要組織の変遷

年 月	事 項
昭28. 2	衛生部環境衛生課に公害係 設置
33. 5	商工部振興課に公害係 設置
36. 4	商工部に公害課 設置
38. 8	企画部に企画総務課（分掌事務：公害防止の基本対策に関する業務及び調整業務）設置
41. 4	企画部に公害室（企画調整課、指導課）設置（衛生、商工両部の公害業務を引き継ぐ）
43. 9	公害監視センター（庶務課、監視課、検査課、調査室）設置
45. 4	公害室を企画調整課、大気課、水質騒音課の3課に拡充
11	生活環境部設置（公害室を企画部から移管し、企画調整課を公害対策課に改称）
	生活環境部に環境整備課 設置
	公害室堺分室（分掌事務：堺泉北臨海工業地帯の公害対策の推進）設置
	大阪府公害審査会 設置
46. 3	大阪府公害対策審議会 設置
7	水質騒音課に地盤沈下班 設置
10	大阪府水質審議会 設置
12	公害室に特殊公害課 設置、水質騒音課を水質課に改称
48. 4	公害対策課に計画管理係（分掌事務：環境管理計画及び大阪地域公害防止計画の進行管理）設置
	衛生部に環境保健課（分掌事務：公害保健業務）設置
	農林部に自然保護課（分掌事務：自然環境保全業務）設置
49. 4	水質課に瀬戸内海保全係 設置
	公害監視センターの検査課を大気検査課、水質検査課、騒音検査課の3課に拡充
	環境科学センター設立準備室 設置
5	府警察本部防犯部に公害課 設置
53. 4	大阪国際空港周辺整備機構 設立
	生活環境部生活総務課と消費生活課を統合して消費生活課を、衛生部環境保健課と環境衛生課を統合して環境衛生課を設置
54. 5	公害監視センターの環境科学センター設立準備室と公害対策課の調査係を統合して公害監視センターに企画室を設置
58. 4	公害対策課に環境影響審査室を設置
	農林部に府立緑化センター（分掌事務：緑化に関する相談・指導等）を設置

図 2-17-1 公害・環境行政主要組織概要図

(昭和58年4月1日現在)



第2 府公害対策審議会等における審議状況

1 府公害対策審議会の審議状況

大阪府公害対策審議会は、公害対策基本法第29条及び大阪府公害対策審議会条例（昭和46年大阪府条例第2号）に基づき、大阪府における公害対策に関する基本的事項を調査審議するため昭和46年3月に設置されたもので、昭和57年度における審議状況は表2-17-2のとおりである。

また、同条例に基づき、大気汚染、騒音・振動、法制度、環境影響評価制度及び廃棄物関係の専門委員を置いており、昭和57年度においては、大気汚染分科会、環境影響評価制度分科会及び廃棄物分科会を開催し調査審議を行ったが、その状況は表2-17-3のとおりである。

なお、昭和58年3月31日現在、委員は35名、専門委員は24名（大気汚染関係8名、騒音・振動関係10名、法制度関係6名）である。

表2-17-2 府公害対策審議会における審議状況(昭和57年度)

回	開催年月日	審議内容
47	57. 6. 14	1 大阪府産業廃棄物処理計画について答申を行った。 2 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量削減計画の策定について諮問を受け調査・審議を行った(昭和57年6月14日付で専門委員に調査・検討を付託)。
48	57. 8. 31	1 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量削減計画について答申を行った。 2 飲食店における深夜のカラオケ装置等音響機器の使用時間制限について諮問を受け、検討・審議した結果、同日付で答申した。
49	58. 1. 31	1 環境影響評価制度のあり方について答申を行った。

表2-17-3 専門委員会における審議状況(昭和57年度)

大気汚染分科会

回	開催年月日	審議内容
15	57. 7. 7	大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量削減計画の策定について審議会からの付託により調査・検討した。
16	57. 7. 20	シミュレーションモデルについて調査・検討した。
17	57. 7. 24	自動車等の各種対策について調査・検討した。
18	57. 7. 28	特定工場の選定及び総量規制基準の設定について調査・検討した。
19	57. 8. 9	1 審議事項についての総括的検討をした。 2 専門委員会報告書の骨子の検討をした。
20	57. 8. 13	専門委員会報告書(案)をまとめた。

廃棄物分科会

回	開催年月日	審議内容
6	57. 4. 15	報告書(案)の検討及びまとめを行った。

環境影響評価制度分科会

回	開催年月日	審議内容
6	57. 5. 27	環境影響評価制度の技術指針に関する基本的な考え方について検討した。
7	57. 6. 28	同 上
8	57. 9. 7	住民団体より意見聴取をした。
9	57. 12. 15	専門委員会報告書のとりまとめについて検討した。
10	57. 12. 24	同 上
11	58. 1. 31	専門委員会報告書のとりまとめを行い、審議会に報告した。

2 府水質審議会の審議状況

大阪府水質審議会は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条及び大阪府水質審議会条例（昭和46年大阪府条例第38号）に基づき、府における公共用水域の水質の汚濁の防止に関する重要事項を調査審議するため昭和46年10月に設置されたもので、昭和57年度における審議状況は表2-17-4のとおりである。

表2-17-4 府水質審議会における審議状況(昭和57年度)

回	開催年月日	審議内容
16	58. 2. 7	「昭和58年度公共用水域の水質測定計画」について諮問を受け、調査審議を行った結果、同日付で答申した。

第3 公害関連事業費

昭和57年度における公害防止関連事業費（決算（見込）額）は、約738億円で、前年度に比して約4.2%減少している（詳細は資料1の「昭和57年度公害関連主要事業費一覧」参照）。

第4 市町村に対する助成等

公害規制を迅速かつ的確に行うためには、地域と最も密接な関連を有する市町村との協力関係を確立するとともに、府公害防止条例に基づく事務の一部を市町村長に委任して、地域の特性に応じた有効かつ円滑な公害行政の推進を図る必要がある。

府では、この事務委任に伴う経費を交付するとともに、市町村における公害監視機

能の整備充実を図るために必要な助成措置等を講じてきている。

(1) 大阪府公害防止事務費交付金の交付

府公害防止条例に基づく事務の委任に伴う経費として、昭和57年度には、大阪市ほか43市町村に対し、総額8,717万3千円を交付した。

(2) 大阪府市町村施設整備資金貸付金の貸付

「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」及び「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和46年法律第70号）に基づき、国の助成に係る学校等の公害防止事業を行う市町村並びに公害監視測定機能の強化を図るため検査分析装置を整備する市町村に対し6億6,320万円を貸付けた。

(3) 市町村職員公害技術研修の実施

市町村の公害担当職員の資質向上に資するため、公害監視センターにおいて公害技術研修を実施した（研修期間：昭和57年9～10月）。研修科目ごとの受講者数は表2-17-5のとおりであった。

表2-17-5 市町村職員公害防止技術研修受講者数(昭和57年度)

科 目	講 義	実 習 受 講 者 数	実習の内訳										合 計
			水質 検査	水質 調査	大気 調査	大気 検査	工場 測定 分 析	環境 測定 分 析	航 空 計 算 演 習	振 動 低 周 波 演 習	計 算 演 習	常 時 監 視 処 理	
受 講 者 数	名	226	92	7	7	4	7	20	15	7	17	8	318

第2節 市町村における状況等

第1 組織の概要

市町村は、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、住民の健康を保護し、生活環境を保全するため、府の公害の防止に関する諸施策に準じて必要な施策を実施するなど地域住民に密接に関連する生活環境の保全について極めて重要な役割を担っている。

このため市町村においては、いわゆる典型7公害を含め各種の生活環境の阻害現象に対応して環境行政組織の整備・強化を図るとともに、公害対策の基本的事項を調査、審議する公害対策（環境保全）審議会、公害問題に関する住民の意向の把握等を目的とする公害（環境）モニターの設置など当該地域に即応した公害・環境行政体制の充実を図っている（表2-17-6）。

表2-17-6 市町村における公害担当組織等の状況

（昭和58年4月1日現在）

内 容	該当市町村等	該 当 市 町 村		職 員 数		
		市 町 村	合 計	事務系	技術系	合 計
本	公害専門部(局)を有している市町村	大阪市(261)、堺市(81) 豊中市(40)	3	75	208	283
	公害専門課(室)を有している市町村	岸和田市(18)、吹田市(34) 高槻市(34)、守口市(16) 枚方市(36)、茨木市(24) 八尾市(27)、寝屋川市(25) 門真市(13)、高石市(6) 岬町(2)、熊取町(3) 東大阪市(52)	13	121	124	249
序	公害専門係(班)を有している市町村 <small>(専門課(室)を設けることなく、専門係(班)により対処しているもの)</small>	泉大津市(6)、池田市(10) 貝塚市(8)、河内長野市(8) 富田林市(9)、大東市(12) 松原市(13)、箕面市(10) 和泉市(12)、藤井寺市(6) 柏原市(7)、交野市(6) 摂津市(8)、泉南市(5) 四條畷市(5)、島本町(2) 狹山町(4)、能勢町(1) 忠岡町(1)	19	73	18	91
	公害担当職員を有している市町村	泉佐野市(9)、田尻町(0.7) 羽曳野市(10)、太子町(0.9) 阪南町(4)、千早赤阪村(0.7) 河南町(1)、美原町(3) 豊能町(1)、	9	22	3	25
	合 計		44	291	353	644

（注）（ ）内は当該市町村の人口（昭和58年4月1日現在。単位：万人、千人以下切り捨て）を示す。

内 容	該 当 市 町 村	
	市 町 村	合 計
公害センター又は公害研究所を有している市町村	大 阪 市、豊 中 市、高 槻 市、茨 木 市、枚 方 市、高 石 市、東 大 阪 市、岬 町	7 市 1 町
公害対策審議会等を置いている市町村	大 阪 市、堺 市、岸 和 田 市、豊 中 市、吹 田 市、高 槻 市、枚 方 市、貝 塚 市、八 尾 市、大 東 市、和 泉 市、高 石 市、東 大 阪 市、泉 南 市、四 條 曙 市、富 田 林 市、交 野 市、門 真 市、摂 津 市、岬 町、寝 屋 川 市、藤 井 寺 市	21 市 1 町
公害モニター等を置いている市町村	豊 中 市、吹 田 市、寝 屋 川 市、高 石 市、八 尾 市、泉 大 津 市、枚 方 市、	7 市

(注) 本表は、環境庁の実施した「地方公共団体の環境保全対策について(昭和57年度)」の調査及び本府の別途の照会に基づき作成したものである。

第2 公害対策事業費

府下市町村における昭和56年度の公害対策事業費（決算額）は約1,852億円で、前年度に比して約8.0%の増加をみせている。その内訳をみると公害防止事業費（全体の74.6%）と公害健康被害救済経費（全体の18.5%）の項目で、市町村における公害対策事業費の93.1%を占めている（表2-17-7）。

このうち公害防止事業費を関連事業の種類別にみると、下水道整備事業費(72.5%)が最も多く、次いで廃棄物処理施設整備事業費(16.9%)、緩衝緑地等整備事業費(4.0%)、教育施設等の移転及び施設整備事業費(3.5%)が主なものとなっている（表2-17-8）。

表2-17-7 市町村における公害対策事業費(昭和56年度)

(単位：千円)

経費の項目	金額	年度		増 減 率
		決 算 額	構 成 比(%)	
一般 費 用 費	7,844,046	4.3	7,611,370	3.1%
公害規制及び調査研究費 (機械器具購入費、監視測定事務費等)	1,353,761	0.7	874,058	54.9
公 害 防 止 事 業 費	138,159,462	74.6	126,735,183	9.0
公害防除施設整備資金	1,997,690	1.1	2,085,581	△ 4.2
健 康 被 害 救 済 経 費	34,288,369	18.5	32,828,424	4.4
そ の 他	1,512,299	0.8	1,270,350	19.0
合 计	185,155,591	100	171,404,966	8.0

(注) 本表は、自治省が実施した「昭和56年度公害対策事業費の決算について」の調査に基づき作成したものである（以下表2-17-8について同じ）。

表2-17-8 市町村における公害防止事業費(昭和56年度)

事業の種類別

(単位:千円)

事業の種類 金額	年度		決算額	構成比(%)	決算額
	昭	56			
下水道整備事業	100,205,565		72.5		88,112,598
緩衝緑地等整備事業	5,536,927		4.0		3,703,892
廃棄物処理施設整備事業	23,309,759		16.9		22,790,121
教育施設等の移転及び施設整備事業	4,835,469		3.5		7,367,416
港湾、漁港等浄化事業	736,700		0.5		715,408
河川、湖沼等浄化事業	892,710		0.7		1,289,510
農用地等の客土、施設新改築事業等	477,846		0.4		22,587
地盤沈下対策事業	740,639		0.5		2,683,512
その他	1,423,811		1.0		44,148
合計	138,159,426		100.0		126,735,183

第3 公害防止条例等の制定状況

府下市町村においては、各種の身近な生活環境の阻害現象に対処するため、公害・環境行政組織の整備、拡充と併せて当該地域の自然的、社会的条件に応じて必要な規制を行うこととしており、日照・電波障害等の防止、空地の適正管理などのほか、自然保護、文化財の保護に関する措置を含め、住みよい生活環境を創造するため、広く公害防止と環境保全に関する事項を内容とした条例を制定している。

昭和58年4月1日現在では、府下44市町村の半数を超える28市町が、これらの環境保全に関する条例を制定しており、特に昭和52年以降、13市町が相次いでその制定を行っている(表2-17-9)。

これら市町村の環境保全に関する条例の形式をみると、おおむね次のように分類することができる。

- ① 環境保全に関する基本条例のもとに公害防止条例等を制定している市町村(基本条例のみを制定している市を含む)……………4市1町
- ② 公害防止と生活環境の保全とを併せた総合的な環境保全に関する条例を制定している市町村……………12市1町
- ③ 公害防止に関する条例とそれ以外の生活環境の保全に関する条例を別個に制定している市町村……………3市
- ④ 環境保全に関する基本的事項を憲章的に定めた条例を制定している市町村……………4市3町

表2-17-9 市町村における公害防止条例等の制定状況

市町村	公害防止条例等			条例の主要内容			形式分類
	名称	制定年月日	施行年月日	規制基準の設定	立地規制の措置	公害防止協定の締結	
高槻市	高槻市生活環境の向上等に関する基本条例(昭和44年高槻市条例第41号)	昭44. 9. 1	昭44. 11. 1				①
	高槻市の公害防止と環境保全に関する条例(昭和47年高槻市条例第44号)	47. 7. 11	48. 1. 10	○	○	○	
枚方市	枚方市公害防止条例(昭和46年枚方市条例第38号)	46. 12. 24	47. 4. 1	○	○	○	③
	枚方市生活環境条例(昭和49年枚方市条例第1号)	49. 1. 4	49. 4. 1				
吹田市	吹田市公害防止条例(昭和47年吹田市条例第12号)	47. 4. 1	47. 4. 1			○	③
	吹田市民の環境をよくする条例(昭和49年吹田市条例第13号)	49. 4. 1	49. 5. 1				
島本市	島本市生活環境保全に関する基本条例(昭和47年島本市条例第17号)	47. 6. 1	47. 6. 1				①
	島本市地下水汲上げ規制に関する条例(昭和50年島本市条例第13号)	50. 6. 20	50. 7. 1	○			
茨木市	茨木市の環境保全に関する条例(昭和47年茨木市条例第28号)	47. 10. 24	47. 12. 1	○			②
交野市	交野市民の生活環境を守る条例(昭和48年交野市条例第3号)	48. 3. 1	48. 3. 1				④
東大阪市	東大阪市の環境保全に関する基本条例(昭和48年東大阪市条例第8号)	48. 4. 2	48. 4. 2				①
	東大阪市公害防止条例(昭和48年東大阪市条例第9号)	48. 4. 20	48. 9. 1	○	○	○	
門真市	門真市生活環境基本条例(昭和48年門真市条例第20号)	48. 6. 26	48. 6. 26				④
豊中市	豊中市環境保全条例(昭和48年豊中市条例第40号)	48. 10. 15	48. 12. 1	○	○	○	②
四條畷市	四條畷市生活環境条例(昭和50年四条畷市条例第8号)	50. 3. 25	50. 9. 1				③
	四條畷市公害防止に関する条例(昭和57年四條畷市条例第21号)	57. 9. 29	58. 1. 5	○		○	
泉南市	泉南市の公害防止と環境保全に関する条例(昭和50年泉南市条例第11号)	50. 3. 29	50. 8. 1	○	○	○	②
河内長野市	河内長野市より良い環境をつくる条例(昭和50年河内長野市条例第18号)	50. 6. 18	50. 9. 17	△	○	○	②
岸和田市	岸和田市環境保全条例(昭和51年岸和田市条例第17号)	51. 3. 31	52. 3. 30	○	○	○	②
泉大津市	泉大津市環境保全条例(昭和51年泉大津市条例第14号)	51. 4. 1	51. 6. 30		△		②
忠岡町	忠岡町環境保全条例(昭和51年忠岡町条例第29号)	51. 8. 11	51. 8. 11				②
守口市	守口市民の環境をましめる基本条例(昭和52年守口市条例第19号)	52. 3. 28	52. 4. 1				①
貝塚市	貝塚市環境保全条例(昭和52年貝塚市条例第6号)	52. 3. 30	52. 12. 1				②
八尾市	八尾市民の環境を守る基本条例(昭和52年八尾市条例第13号)	52. 3. 31	52. 4. 1				①
	八尾市公害防止条例(昭和54年八尾市条例第17号)	54. 10. 1	55. 4. 1	○	○	○	
	八尾市生活環境紛争処理条例(昭和54年八尾市条例第18号)	54. 10. 1	55. 1. 7				
箕面市	箕面市環境保全条例(昭和52年箕面市条例第25号)	52. 4. 1	52. 10. 1			○	②
摂津市	摂津市生活環境条例(昭和52年摂津市条例第9号)	52. 4. 1	52. 7. 1			○	②
富田林市	富田林市環境保全と向上に関する基本条例(昭和52年富田林市条例第23号)	52. 6. 29	52. 6. 29				④
豊能町	豊能町の環境保全に関する基本条例(昭和52年豊能町条例第5号)	52. 9. 14	52. 9. 14				④
池田市	池田市環境保全条例(昭和53年池田市条例第14号)	53. 7. 1	53. 10. 1		△	○	②
太子町	太子町環境保全に関する条例(昭和53年太子町条例第21号)	53. 12. 15	53. 12. 15				④
大東市	大東市環境保全条例(昭和56年大東市条例第3号)	56. 3. 31	56. 10. 1	○		○	②
和泉市	和泉市環境保全条例(昭和57年和泉市条例第1号)	57. 3. 30	57. 9. 29	○	○		②
藤井寺市	藤井寺市環境保全基本条例(昭和58年藤井寺市条例第9号)	58. 3. 25	58. 3. 25				④
狹山町	狹山町環境保全に関する基本条例(昭和57年狹山町条例第9号)	57. 7. 20	57. 7. 20				④

(注) 1 「形式分類」欄の番号は本文中の形式分類に対応する。

2 「立地規制の措置」の欄中「○」は工場等設置の許可制を、「△」は工場等設置の事前協議制をとっているものを示す。

また、市町村の公害防止条例等においては、地域の汚染の改善と未然防止を図るために、工場等の立地規制に関する規定を設けているものがあり、その内容は、工場等の設置の許可をとっているものが8市、工場等の設置の事前協議制をとっているものが3市となっている。

第4 公害防止協定の締結状況

公害防止協定（環境保全協定と称されているものを含む。以下同じ。）は、地域の自然的、社会的条件や事業活動の実態に即応したきめ細かい規制が可能であるところから、公害規制法、公害防止条例等を補完するものとして広く活用されている。

昭和57年10月1日現在で、市町村及び住民と事業者との間において締結されている協定は、市町村が把握しているもので416件と、前年度より125件増加している。これは、富田林市及び高石市において新設工場等を対象に計112件の協定が締結されるなどによるものである。

なお、公害防止条例等に市(町)長あるいは事業者の責務として公害防止協定の締結に関する規定を設けている市町村数は13市町である。

公害防止協定を締結している事業所を業種別にみると、金属製品業が94件と最も多く、次いで機械・器具64件、化学工業58件と続いており（表2-17-10）、また、住民

表2-17-10 公害防止協定締結事業所の業種別内訳

（昭和57年10月1日現在）

業種	事業所数	業種	事業所数
農業等	2	窯業・土石	32
建設	11	鉄鋼	21
食料品	25	非鉄金属	3
衣服・織維	6	金属製品	94
木材・木製品	13	機械・器具	64
紙・パルプ	20	電気等供給	7
化学工業	58	その他	86
石油・石炭製品	14	合計	460
ゴム・皮革	4		

(注) 1 本表は、環境庁の実施した「地方公共団体の環境保全対策について(昭和57年度)」をもとに作成したものである（以下表2-17-11について同じ）。

2 一協定で異なる業種の事業所と締結している場合は、それぞれの業種に集計している。

団体が単独で事業所と締結しているものは45件となっている（表2-17-11）。

表2-17-11 住民団体による公害防止協定締結状況

（昭和57年10月1日現在）

区	分	締結件数
住民団体が単独で事業所と締結しているもの		45
地方公共団体と住民団体が共同で事業所と締結しているもの		3
地方公共団体と事業所の協定に住民団体が立会人として参加しているもの		5
合	計	53

第5 公害防止資金の融資制度等の設置状況

中小企業者が行う公害防止施設等の整備を促進させるため、府下市町村のうち、11市が各種の公害防止資金の融資制度を設けている（表2-17-12）。

また、公害防止施設に対する補助金等の制度が15市町で設けられている（表2-17-13）。

なお、本節をとりまとめてその概要を示すと表2-17-13のとおりである。

表 2-17-12 市町村における公害防止資金融資制度の設置状況

市町村名	制度の名称	融資対象者	資金の用途
大阪市	大阪市公害防止設備資金融資	市内で1年以上、事業を営んでいる中小企業者で公害防止の必要があると認められるもの	公害防止設備の設置改善、工場等の移転
堺市	堺市中小企業公害防止施設資金特別融資	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる中小企業者又はその組合	大気汚染処理施設、污水処理施設、騒音・振動その他市長が必要と認めた防止施設の設置
岸和田市	岸和田市中小企業公害防止資金特別融資	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる中小企業者	公害を防止するために必要な機械装置等の設置、改善
高槻市	高槻市中小企業公害防止資金特別融資	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる中小企業者	公害を防止するために必要な機械装置等の設置、改善又は事業場の移転
守口市	守口市小企業者事業資金融資	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる小企業者又はその組合	公害防止施設の設置等
寝屋川市	寝屋川市公害防止資金融資	市内で1年以上、事業を営んでいる小企業者	公害を防止するために必要な機械装置等の設置改善
門真市	門真市公害防止資金融資	市内で1年以上、事業を営んでいる中小企業者で公害防止の必要があると認められるもの	公害防止施設及び公害測定機器の設置
東大阪市	東大阪市中小企業公害防止資金特別融資	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる中小企業者	公害を防止するために必要な機械、装置等の設置、改善又は事業場の移転
柏原市	柏原市小規模事業資金あっせん融資	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる小企業者又はその組合	公害防止設備の設置、改善
八尾市	八尾市中小企業公害防止資金融資	市内に工場等を有し6ヵ月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者で公害防止の必要があると認められるもの	公害を防除又は防止する為に必要な機械、装置及び工作物の設置、改善、工場等の移転
大東市	大東市小企業者事業資金融資	市内で6ヵ月以上、事業を営んでいる中小企業者	公害防止施設の設置

(注) 「融資対象者」欄のうち「中小企業者」とは資本の額又は出資の総額が1億円以下又は従業員数が300人以下の企業者をいい、「小企業者」とは資本の額又は出資の総額が300万円以下かつ従業員数が20人以下の企業者をいう。

(昭和58年6月30日現在)

貸付条件			
融資限度額 万円	貸付期間	利率	利子補給
有担保 2,500※ 無担保 600 (組合は5,000)	7年以内 (1年据置、半年均等返済)	7.5%	5.5% (小企業者は6.5%)
有担保 1,500 無担保 600	5年以内 (半年以内据置、毎月均等返済)	7.1%	5.0%
有担保 500 無担保 300	5年以内 (半年据置、半年均等返済)	6.8%	4.8% (小企業者は5.8%)
有担保 700 無担保 500	5年以内 (1年据置、半年均等返済)	7.4%	5.0% (小企業者は6.0%)
有担保 600 無担保 500	有担保 5年以内 無担保 4年以内 (半年据置、毎月均等返済)	7.2%	3.0%
無担保 400	5年以内 (1年据置、半年均等返済)	7.2%	全額補給
有担保 500 無担保 300	有担保 5年以内 (1年据置、毎月均等分割返済) 無担保 4年以内 (1年据置、毎月均等分割返済)	7.2%	7.1%
無担保 600	5年以内 (1年据置、半年均等返済)	7.1%	6.1% (小企業者は6.6%)
無担保 200	4年以内 (半年据置、毎月均等返済)	7.1%	3.0%
無担保 500	5年以内 (1年据置、半年均等返済)	7.1%	5.0%
無担保 400	4年以内 (半年据置、毎月均等返済)	7.2%	5.0%

※ 資金の使途が工場又は事業場の移転の場合、都市計画法第8条に定める工業専用地域の場合は 5,000万円以内とする。

表2-17-13 市町村における公害・環境行政の概要一覧

市町村名	環境保全行政組織			条例事務委任状況			公害防止条例等の制定状況
	部(局)	課	職員数	大気	水質	騒音振動	
		事務系 技術系					
大阪市	環境保健局 環境部	企画調整課	人 人				
		審査課					
		産業廃棄物指導課	56	○	○	○	
		規制第1課	137				
	下水道局 管理部	規制第2課					
堺市	公害対策部	水質規制課					
		監視課					
		規制指導課	11 58	△	○	○	
岸和田市	市民生活部	産業廃棄物指導課					
		公害対策課	7 3		○		岸和田市環境保全条例
豊中市	公害対策部	公害対策課	8 13	△	○	○	豊中市環境保全条例
池田市	生活環境部	安全公害課	8 0		○		池田市環境保全条例
吹田市	環境保健部	公害対策課	11 14	△	○	○	吹田市公害防止条例
泉大津市	市長公室	生活環境課	5 3		○		泉大津市環境保全条例
高槻市	保健環境部	環境保全課	9 24	△	○	○	高槻市の公害防止と環境保全に関する条例
貝塚市	市民福祉部	生活環境課	6 1		○		貝塚市環境保全条例
守口市	生活環境部	公害対策課	19 7		○		守口市民の環境をまもる基本条例
枚方市	生活環境部	公害対策課	10 15		○	○	枚方市公害防止条例
茨木市	保健環境部	公害対策課	6 7		○		茨木市の環境保全に関する条例
八尾市	生活環境部	公害課	8 13		○	○	八尾市公害防止条例
泉佐野市	環境経済部	公害交通課	3 2		○		
富田林市	産業部	生活環境課	3 0		○		富田林市の環境保全と向上に関する基本条例
寝屋川市	生活環境部	公害対策課	6 3		○		
河内長野市	生活環境部	市民生活課	2 0		○		河内長野市より良い環境をつくる条例
松原市	市民部	公害衛生課	3 1		○		
大東市	生活環境部	生活環境課	7 0		○		大東市環境保全条例
和泉市	産業衛生部	交通公害課	5 2		○		和泉市環境保全条例
箕面市	市民部	自治振興課	2 1		○		箕面市環境保全条例
柏原市	市民部	市民安全課	5 3		○		

公害対策審議会等の設置状況	公害モニター等の設置状況	公害防止協定等の締結状況(件数)	公害防止資金融資制度の設置状況	公害防止施設補助金等の制度の設置状況
○			○	○
○			○	○
○		3	○	○
○	○			○
○	○	19		
	○	3		○
○		42	○	○
○		2		
			○	
○	○	11		○
		10		○
○	○	29	○	○
		3		
○		92		
○	○	3	○	○
		1		○
		1		
○			○	○
○		10		
		1		
			○	○

市町村名	環境保全行政組織			条例事務委任状況			公害防止条例等の制定状況
	部(局)	課	職員数 事務系 技術系	大気	水質	騒音 振動	
羽曳野市	生活環境部	環境保全課	人2 人1			○	
門真市	環境衛生部	公害対策課	10 5			○	門真市生活環境基本条例
摂津市	市長公室	公害交通対策課	3 0			○	摂津市生活環境条例
高石市	生活環境部	公害対策課	14 0			○	
藤井寺市	生活環境部	生活保全課	4 1			○	藤井寺市環境保全基本条例
東大阪市	市民生活部	環境保全課					
		公害対策課					
		環境監視課	12 32	△	○	○	東大阪市公害防止条例
		産業廃棄物指導課					
泉南市	民生部	環境課	4 1			○	泉南市の公害防止と環境保全に関する条例
四條畷市	市民生活部	生活環境課	3 1			○	四條畷市公害防止に関する条例
交野市	生活環境部	生活環境課	4 1			○	交野市民の生活環境を守る条例
島本町	環境建設部	環境整備課	1 2			○	島本町生活環境保全に関する基本条例
豊能町	産業建設部	都市計画課	1 0			○	豊能町の環境保全に関する基本条例
能勢町		民生課	1 0			○	
忠岡町	民生部	環境整備課	1 1			○	忠岡町環境保全条例
熊取町	生活環境部	公害防災課	5 0			○	
田尻町		生活環境課	4 0			○	
岬町	事業部	環境対策課	4 1			○	
阪南町	住民部	環境対策課	3 0			○	
太子町	総務部	住民生活課	2 0			○	太子町環境保全に関する条例
河南町		産業経済課	3 0			○	
千早赤阪村		住民課	2 0			○	
狹山町	民生部	住民相談課	6 0			○	狹山町環境保全に関する基本条例
美原町		生活環境課	2 0			○	
合計			291 353 (5)	8	44		28

(注) 条例事務委任状況欄の「○」は工場・事業場に対する規制権限の委任を示し、「△」は事業場のみに対する規制権限の委任を示す。

公害対策審議会等の設置状況	公害モニター等の設置状況	公害防止協定等の締結状況(件数)	公害防止資金融資制度の設置状況	公害防止施設補助金等の制度の設置状況
○			○	○
○		83		
○	○	90		
○				
○		4	○	○
○				
○				
○		1		
		1		
		4		
		1		
○		1		
○		1		
23	7	416	11	15

(付 表)

部 課		分 掌 事 務
生 活 部	消 費 生 活 課	部の行政の総合企画、調整、予算、経理、組織、広報・公聴等
	環 境 整 備 課	生活環境整備対策の企画、調整及び推進 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行等
公 害 部	公害対策課	公害防止対策の立案、調整及び推進並びに公害防止の融資、助成 公害健康被害補償法、公害紛争処理法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行等
	大 気 課	大気汚染防止法、悪臭防止法、府公害防止条例の施行等
	水 質 課	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、工業用水法、府公害防止条例の施行等
	特殊公害課	騒音規制法、振動規制法、府公害防止条例の施行等 自動車及び航空機公害対策の企画、調整及び推進
	公害監視センター	公害の状況の監視、公害試料の検査、分析及び公害の調査研究
	放射線中央研究所	放射線等に関する調査研究、指導及び普及
衛 生 部	公衆衛生課	保健所における公害保健業務
	環境衛生課	環境保健体制の整備及び公害の人体影響調査
	公衆衛生研究所	大気汚染の人体影響に関する研究
商 工 部	経済振興課	工場立地
	工業課	公害防止技術の指導及び普及、中小企業の設備の近代化
	指導課	中小企業の構造の高度化
	工業技術研究所	工業技術の試験研究、指導及び普及
	繊維技術研究所	繊維工業技術の試験研究、指導及び普及
	計量検定所	環境計量証明事業
農 林 部	経営指導課	農業、畜産公害対策業務
	自然保護課	自然環境の保全と回復に係る対策の立案、調整及び推進並びに鳥獣保護対策業務、自然環境保全法、自然公園法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、府自然環境保全条例の施行等
	森林育成課	森林計画、自然公園の整備事業
	耕地課	土地改良事業
	水産室	漁業公害の監視等の漁場保全対策業務

部 課		分 務
農林部	農林技術センター (環境部)	農作物等の公害調査、分析及び試験研究
	水産試験場	漁況、海況の調査研究
	淡水魚試験場	内水面の水産物の生存環境、生態の調査研究
	緑化センター	緑化に関する情報の収集・提供、緑化技術の相談・指導、緑化担当者のための講習会・研修会の開催、各種施設の緑化診断・指導
土木部	総合計画課	大阪府国土利用計画の策定
	道路課	道路防音壁の設置・管理
	河川課	河川、運河の浄化、環境整備
	都市河川課	特定の河川・運河の浄化、環境整備、地盤沈下対策業務
	港湾課	港湾の浄化、緑化
	下水道課	下水道事業の計画、実施
	公園課	都市公園の設置等
建築部	開発指導課	都市計画法の施行に関する開発行為等の規制、宅地造成等規制法施行
	建築指導課	近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律施行 開発行為、宅地造成及び建築の違反取締り、指導
	住宅政策課	住宅及び宅地開発に関する基本計画及び調整、新住宅市街地開発施行市街地整備事業の助成
企画局	臨海事業課	臨海土地造成事業
企画部	浄水課	工業用水道事業の計画施行、浄水場の浄化
教育委員会	施設課	府立学校の公害対策業務
	社会教育課	青少年教育、婦人教育、成人教育
	保健体育課	保健体育の指導助言、教職員・生徒の健康管理
	文化財保護課	文化財の保護活用
警察本部	公害課	公害関係法令違反の取締り、公害関係事案の苦情処理
	交通規制課	交通規制業務
	駐車対策課	駐車規制業務
	交通管制課	交通管制、広域交通制御業務
	交通指導課	交通公害関係事案の指導取締、苦情処理 道路運送関係法令違反事件の搜査